

刊行にあたって

金融機関におけるビジネスチャンスは広がりを見せています。その一方で、信用リスクや事務リスクに加え、リーガルリスク、流動性リスク、システムリスク、風評リスクといった各種リスクの管理と対応が、信頼性確保と収益に大きな影響を及ぼすようになってきています。

金融機関の営業店においては、これらリスクを十分に認識し、的確に対応する能力が不可欠となっています。管理者層の教育・研修においても、業務知識や管理能力と併せ、リスクを把握・管理し、それに対応する能力が重要視されています。

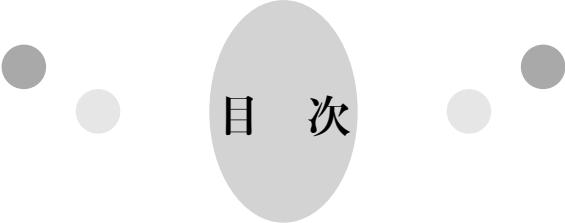
銀行業務検定試験「金融リスクマネジメント2級」は、主に金融機関の営業店の初級管理者および中級管理者を対象として、営業店をめぐる各種リスクをはじめ、リスクマネジメントの基本、取引先企業のリスク、金融商品に関するリスクなどについて幅広く出題し、それらのリスクに関する基本知識やそのマネジメント能力に関する習得程度を測定するものです。

本書は、銀行業務検定試験「金融リスクマネジメント2級」の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『金融リスクマネジメント2級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されておりますが、本書では試験問題を解くための必要知識について要点的に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集いたしました。

本書を『金融リスクマネジメント2級問題解説集』と併せて活用することにより、銀行業務検定試験「金融リスクマネジメント2級」に合格され、日常の業務活動によりいっそう邁進されることを祈念してやみません。

2021年2月

経済法令研究会



目次

刊行にあたって (1)

学習の手引き—本書の利用のしかた (4)

金融リスクマネジメント 2 級・出題範囲 (5)

金融リスクマネジメント 2 級・過去 4 回の出題項目 (6)

第 1 編 リスクマネジメントの基本

1	リスク概論	2
2	リスクマネジメントの形態	12
3	リスクマネジメントの展開	28

第 2 編 金融リスクマネジメントの基礎知識

1	金融リスクマネジメントの基本的な考え方	46
2	金融商品・リスク管理の基礎理論・手法・考え方	51
3	リスク要因ごとの定義・評価・計測・管理	74

第 3 編 金融商品に関するリスク

1	預金に関するリスク	92
2	投資信託に関するリスク	109
3	生命保険に関するリスク	123
4	損害保険に関するリスク	138

5	融資に関するリスク	161
6	デリバティブ取引に関するリスク	175

第 4 編 金融機関におけるリスク

1	金融機関におけるリスク管理	202
2	金融検査の基本的な考え方	215

第 5 編 営業店における各種リスク

1	営業店におけるリスク	266
2	内部業務におけるリスク管理	269
3	渉外業務におけるリスク管理	280
4	システムリスク管理	284
5	顧客情報管理にかかわるリスク	295
6	経営者保証に関するガイドライン	302
7	働き方改革にかかわる法律	306

第 6 編 リーガルリスクとコンプライアンス

1	金融取引にかかわる法律	310
2	営業店におけるコンプライアンス体制の構築	354

第 7 編 営業店における信用リスク

1	信用リスクの管理方法	368
2	事前審査	373
3	中間管理	375
4	自己査定	383
5	償却・引当	397

学習の手引き－本書の利用のしかた

本書は、銀行業務検定試験「金融リスクマネジメント2級」受験のための参考書です。

当試験は、基本知識問題として四択択一式35問、リスクマネジメント全般より記述式3問の合計38問から構成されています。

本書各編で取り上げている項目（テーマ）は、出題範囲のなかから重要なものを精選していますので、全体を通読されることをお勧めします。そのうえで、本書には次の大きな特長を2点設けてあります。

<出題>……各項目につき、最近出題された関連問題を付記しましたので、参考にしていただければと思います。

<Key point>……脚注に、本文の重要部分を簡潔にまとめ、試験問題を解くうえで役立つポイントとしてあります。

本書の学習とともに、別に刊行されている『金融リスクマネジメント2級問題解説集』（銀行業務検定協会編）を併用されることをお勧めします。実際に問題を解いてみて、誤ったところは再度確かめる。その繰り返しの学習により理解は一層深まるでしょう。

『ローマは一日にしてならず』地道な日々の研鑽こそが、目標達成へと繋がるのです。

金融リスクマネジメント2級・出題範囲

I リスクマネジメントの基本

1. リスク概論

①リスクの意義、②リスク管理の手法、③リスク管理の基本方針 等

2. リスクマネジメントの形態

①保険管理型、②危機管理型、③経営管理型、④経営戦略型 等

3. 取引先企業におけるリスク

①企業におけるリスクの種類、②倒産の種類・原因、③倒産の予防、④倒産の処理 等

II 金融商品に関するリスク

1. 預金商品等に関するリスク（投資信託、保険商品を含む）

①商品に内在するリスク、②顧客に起因するリスク、③営業店に起因するリスク 等

2. 融資商品に関するリスク

①商品に内在するリスク、②顧客に起因するリスク、③金融機関に起因するリスク 等

3. 金融商品に関するリスクの管理

①金融商品に関するリスクの把握、②金利リスクの管理 等

III 営業店におけるリスク

1. 営業店における各種リスク

①金融機関における各種リスク、②営業店におけるリスク、③金融機関におけるリスク管理 等

2. リーガル・リスクとコンプライアンス体制の構築

①金融取引に関する法律、②営業店におけるコンプライアンス体制の構築、③営業店におけるリーガル・マインドの養成 等

3. 事務リスク

①基本、②内部業務、③渉外業務、④預金業務、⑤貸出業務、⑥証券関係・その他 等

4. 信用リスク

①管理方法、②事前審査、③中間管理、④自己査定、⑤償却・引当 等

金融リスクマネジメント 2 級・過去 4 回の出題項目

2020 年 6 月試験は 10 月に実施されました（特別実施）。

2020 年（第 147 回）

〈リスクマネジメントの基本〉

- ◇リスク処理手段
- ◇企業危険と部門リスクマネジメント
- ◇ソーシャル・リスクマネジメント
- ◇現在価値、将来価値
- ◇市場リスク
- ◇信用リスク
- ◇その他の金融リスク
- ◇株式の投資尺度
- ◇サイバーセキュリティ
- ◇コンダクト・リスク

〈金融商品に関するリスク〉

- ◇預金の特徴、内在するリスク
- ◇少額投資非課税制度（NISA）の仕組み
- ◇上場投資信託（ETF）の仕組み
- ◇投資信託の解約、償還
- ◇保険契約の締結等に関する禁止行為
- ◇自賠責保険、自動車保険
- ◇先物取引・先渡取引
- ◇デリバティブ取引
- ◇電子記録債権および手形の不渡

り

- ◇新型窓口販売方式国債

〈営業店におけるリスク〉

- ◇金融検査・監督の考え方と進め方
- ◇金融行政の重要施策
- ◇外国人の預貯金口座・送金利用
- ◇民法（債権法）改正
- ◇働き方改革関連法
- ◇金融 ADR 制度
- ◇損失補てん
- ◇マネロン関連
- ◇法定相続情報証明制度
- ◇預金の不正払戻しと被害補償
- ◇個人との取引
- ◇反社会的勢力との取引遮断
- ◇住宅ローン
- ◇中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- ◇検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方

〈記述式〉

- ◇販売・勧誘ルール
- ◇地域金融機関の将来にわたる健全性確保のための早期警戒制度の改正点

◇優越的地位の濫用について

2019年（第143回）

〈リスクマネジメントの基本〉

- ◇リスクマネジメントの形態
- ◇リスク・コントロール
- ◇リスクマネジメントと意思決定
- ◇リスク処理計画
- ◇経営者リスク
- ◇金利
- ◇市場リスク
- ◇オペレーショナル・リスク
- ◇不動産投資と不動産リスク
- ◇中小企業のBCP

〈金融商品に関するリスク〉

- ◇外貨預金購入者に対する法的救済
- ◇個人向け国債の商品性
- ◇未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の仕組み
- ◇株式投資信託の運用スタイル
- ◇変額個人年金保険の商品性
- ◇募集関連行為
- ◇オプション取引の仕組み
- ◇電子記録債権
- ◇企業活動の定量分析
- ◇iDeCoの仕組み・制度

〈営業店におけるリスク〉

- ◇コンプライアンス・リスク管理基本方針
- ◇変革期における金融サービスの

向上

- ◇「3つの防衛線」の枠組み
- ◇振り込め詐欺救済法
- ◇マイナンバー法と個人情報保護法
- ◇経営者保証に関するガイドライン
- ◇消費者契約法
- ◇リスク・ベースアプローチにおけるリスクの特定
- ◇各種取引規定
- ◇代理人との取引
- ◇成年後見制度および任意後見制度
- ◇金融機関における災害時等への対応
- ◇成長可能性を重視した融資等の取組み（態勢整備）
- ◇消費者向け貸付審査等
- ◇自筆困難者の融資取引

〈記述式〉

- ◇便宜払い
- ◇財務分析
- ◇金融検査・監督の考え方と進め方

2018年（第140回）

〈リスクマネジメントの基本〉

- ◇リスクマネジメントの意義
- ◇リスクの決定要因
- ◇リスク処理
- ◇リスク処理手段の選択
- ◇部門管理
- ◇リスクの調査・確認

(8) 金融リスクマネジメント 2 級・過去 4 回の出題項目

◇決済リスク

◇サイバーセキュリティ

◇バリュアットリスク

◇流動性リスク

〈金融商品に関するリスク〉

◇預金に内在するリスク

◇個人向け国債の商品性

◇つみたて NISA

◇投資信託の基準価額

◇生命保険の仕組み

◇損害保険における保険契約

◇住宅総合保険の支払保険金

◇通貨オプションの損益計算

◇信用保証協会

◇個人型確定拠出年金 (イデコ)

〈営業店におけるリスク〉

◇平成 29 事務年度金融行政方針

◇3 つの防衛線 (金融監査)

◇金融機関の内部監査

◇改正個人情報保護法

◇労働基準法 (労働時間)

◇公益通報者ガイドライン

◇マネロン・テロ資金供与対策

◇渉外業務におけるリスク管理

◇窓口における障がい者対応

◇便宜扱いによる預金払戻し

◇預金口座の不正利用の防止

◇自己査定と貸倒償却・引当

◇経営改善計画の考え方

◇問題債権の管理

◇優良担保

〈記述式〉

◇顧客本位の業務運営に関する原則

◇不安取引先をチェックする際の
留意点

◇相続発生時の預金の払戻し

2017 年 (第 137 回)

〈リスクマネジメントの基本〉

◇経営者リスク

◇リスク・コントロール

◇リスク処理計画

◇リスクマネジメントの形態

◇危機管理

◇リスクの評価・分析

◇リスク・ファイナンス

◇金利リスク

◇為替リスク

◇信用リスク

〈金融商品に関するリスク〉

◇仕組預金

◇預金保険制度

◇投資信託の商品リスク

◇少額投資非課税制度 (NISA)
のしくみ

◇保険契約

◇医療保険の支払保険金

◇傷害保険

◇デリバティブ取引に伴うリスク

◇上場先物取引

◇手形割引

〈営業店におけるリスク〉

- ◇平成27事務年度金融レポート
- ◇ベンチマーク
- ◇金融機関の内部監査
- ◇改正犯罪収益移転防止法
- ◇金融商品販売法
- ◇OECD多国間金融口座情報交換制度
- ◇不正な預金払戻しと預金者への保護
- ◇浮貸し
- ◇民事上の強制執行による差押え
- ◇手形交換制度と不渡
- ◇相続における遺言
- ◇代理人による融資申込み
- ◇与信管理部門の役割
- ◇貸出金の問題債権管理
- ◇債権の自己査定

〈記述式〉

- ◇改正保険業法の改正点
 - ◇金融行政方針における検査・監督のあり方の見直しのポイント
 - ◇預金者の意思能力に問題がある場合の親族からの預金払戻請求
-

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

1 リスク概論

出題【18年・問2／16年・問1～3】

1 リスクとは

リスクの概念については、これまで多くの学者によって繰り返し検討されてきた。その中心をなしてきたのは、いうまでもなく保険論・リスクマネジメント論あるいは経営学・経済学に関する専門家たちである。

そして、その結論は、リスク (risk) は、①事故 (peril)、②事故発生の不確実性 (uncertainty)、③事故発生の可能性 (possibility)、④ハザード (hazard) の結合、⑤予想と結果との差異、⑥不測事態 (contingency)、⑦偶発事故 (accident)、⑧危機 (crisis)、⑨危険状態 (danger)、⑩脅威 (threat)、⑪困苦 (pinch) などの意味に使用されるということである。

リスクマネジメント論の立場からすれば、リスクは「事故発生の可能性」と解するのが一般的である。そして、英語の risk という語は日本語でも「リスク」として使用し、危険とは訳さないことが望ましい。

2 リスクマネジメントの対象

元来、リスクマネジメントは偶発する事故 (peril) の発生可能性ないしその不確実性としての危険 (risk) を対象としてきたが、為替相場の変動や原油高騰といったような投機的危険をも対象とすべく拡張されてきているので、単に事故そのものだけでなく、事故を生ぜしめる条件、事情、環境など、すなわちハザード (hazard)をも含めて考えなければならなくなったのである。ハザードは、事故 (peril) の頻度や強度に影響する条件である。たとえば、原油価格の値上げ決定、原油の輸出禁止などは事故であるが、原油供給の不安定や入手困難、原油価格の値上げ基調などは事故ではなく、ハザードである。

リスクマネジメントにいう危険は、異常事態や不測事態といった事故だ

Keypoint

(事故発生の可能性) 事故発生の可能性は、確率により表示することができる。英語では、往々にして chance of loss と書かれている。これを損失のチャンスと訳している本があるが、誤りである。chance は、「好機」のほかに「可能性」という意味がある。

けではなく、その前後を問わず、それを生ぜしめるような政治、経済、社会の事情（すなわち危険事情）ならびにその持続や突発的事故すなわち危機（crisis）をも含んでいるはずである。そのため、リスクマネジメントの対象危険も単なる一過性のものだけでなく、持続的なものをも含んで戦略的要因を加味しなければ、リスクマネジメント本来の企業防衛、倒産防止といった目的にそぐわなくなってくる。

ところで、近時、欠陥商品をめぐって瑕疵担保責任（欠陥の存在）や製造物責任（欠陥の拡大）がクローズ・アップされ、消費者保護が大きな社会問題となっている。そのため、各種の危害防止法が制定され、「危害」という用語が用いられている。

国民生活センターが作成している危害情報報告書では、「危害」と「危険」とを区別して統計処理をしている。すなわち、商品の使用により人身に損害を与えたものを「危害」とし、人身に損害を与えたものではないものの、商品が爆発、発火、破裂、破損、悪臭、腐敗などの異常を起こし、かつ、人身に損害を与える危険性を有するものを「危険」としている。

英語のリスク（risk）に類似するものとしては、クライシス（crisis）、アクシデント（accident）、ハザード（hazard）、デンジャー（danger）などの用語がある。これらの用語を正確に理解する必要があり、その全部がリスクマネジメントの対象となる。

3 リスクマネジメントの国際規格とリスクとリスクマネジメントの意義

組織がリスクマネジメントをどのように展開すればよいかについての国際的な規格として、2009年11月15日にISO 31000:2009 “Risk management-Principles and guideline”（『リスクマネジメントー原則及び指針』）が、ISOにより発表された。同時に、リスクマネジメント用語に関する国際規格であるISO/IEC 73:2002（邦訳 TR Q 0008:2003）が改定され、ISO Guide 73:2009 “Risk Management-Vocabulary”（『リスクマネジメントー用語』）として発表された。

日本のリスクマネジメント規格は、2001年のJIS Q2001:2001「リスクマネジメントシステム構築のための指針」（2001年）から、2010年9月21日

にISO 31000:2009の日本語訳であるJIS Q 31000:2010になった。

リスクマネジメントの国際規格ISO31000は、2018年に改訂され、現在はISO31000:2018（JIS Q31000:2019）となっている。改訂版においてもリスクとリスクマネジメントの定義は変わっていない。すなわち、リスクを「目的に対する不確かさの影響」と定義している。そして、リスクマネジメントを「リスクについて、組織を指揮統制するための調整された活動」と定義している。

4 ハザードとは

ハザードは事故発生の潜在的要因で、一般に危険事情といわれている。ハザードについては、米国では通常3つの形態に区別されている。すなわち、物理的危険（physical hazard）、道徳的危険（moral hazard）、風紀的危険（morale hazard）である。

物理的危険は、物または人に存在する物理的または肉体的な性質、事情、状態を意味する。たとえば、建物内の多量のガソリンの存在、道路の氷結、ブレーキの不完全、森林の乾燥、フェーン現象、流水、暗礁の存在、人間の気質、体質、潜在的疾病などがそれにあたる。

道徳的危険は、人間の精神的または心理的要因といったさまざまな潜在的事情または態度である。それは、人間の不正、不徳義、詐欺、悪意などの感情からくる積極的作用であり、事故を発生せしめたり、増加させたりする状況である。

風紀的危険は心理的危険ともいわれ、広義の道徳的危険に含まれるものであるが、不注意、無関心、期待、士気低下、風紀の乱れなどの人的事情を意味する。道徳的危険は意識的行動を伴うが、風紀的危険はそれを伴わない。この風紀的危険は、潜在意識的な損失欲求といった心理状態と解されることがある。これは、ほとんどの人にある程度は存在する。

Keypoint

（ハザードと保険） 保険契約を締結すると、大なり小なりハザードの問題が生じる。保険金詐欺は「モラル・ハザード」、事故発生を期待する心理状態は「モラル・ハザード」である。後者は、被保険者や保険金受取人には大なり小なり存在するとされている。

5 危険と危機

危険という用語に類似した語は、比較的多い。元来「危」という漢字の意味は、①あぶない、あやぶむ、②そこなう、害する、ということである。一般に用いられる「危」のついた用語は以下のとおり、①危地、②危急、③危害、④危険、⑤危惧、⑥危機、⑦危篤、⑧危難というところである。

これらの用語は、それぞれ特有の意味を有している。すなわち、①は特定の土地、②は差し迫った状態、⑤は不安な心理状態、⑦は死亡の近接、⑧はわざわざという古風な用語であり、いずれも保険論やリスクマネジメントの分野ではあまり用いられていない。その結果、問題となるのは、危険、危機、危害という3つの用語である。

近時、危機という用語が盛んに用いられるようになってきた。危機という言葉は、一般的に危ないことが起こりそうな状態を意味する。すなわち、危ないことが迫っていること、危ない状態が続いていることを意味し、「危機に陥る」、「危機に見舞われる」、「危機を打開する」、「危機を突破する」、「危機を克服する」というように用いられる。

また、食糧危機、財政危機、外貨危機、経営危機といったような使用方法もある。さらに、1984（昭和59）年のグリコ・森永事件以来、危機管理という用語が社会的に一般化している。しかし、本来、国家の非常事態対応計画として登場した危機管理（crisis management）は、リスクマネジメント（risk management）のように科学として、あるいは経営技術としての定着は必ずしも十分ではない。

6 リスク決定要因

リスクの源泉は「自然や環境の変化と人間とのかかわり」にあり、「意思決定の拙劣や決断の失敗」にあると考えられる。また、それは何らかの決定要因（determinant）の欠如ともいえる。

その決定要因は、①管理の欠如（lack of control）、②情報の欠如（lack

Keypoint

（人格の欠如） 人格の欠如は、人間の知性、教養、理性などの欠如であり、人間性に問題があることをいう。経営者や管理者に往々見られる無教養、無定見、無節操、品性下劣、思い上がり、態度尊大、他人の人格無視などをいい、性格リスクの根源を意味する。

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ **書籍・DVD・定期刊行誌** メニュー下部の **追補・正誤表**)

銀行業務検定試験 公式テキスト 金融リスクマネジメント2級 2021年6月受験用

2021年3月28日 第1刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会
発 行 者 志 茂 満 仁
発 行 所 (株)経 済 法 令 研 究 会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・佐々木健志 印刷・製本／富士リプロ(株)

© Keizai-hourei Kenkyukai 2021

ISBN978-4-7668-4395-8

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。